

議案第70号

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改  
正する条例を次のとおり制定する。

令和6年 2 月 22 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部  
を改正する条例

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24  
年川崎市条例第68号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条～第60条）」

を

「第5章 自立訓練（生活訓練）（第56条～第60条）」

第5章の2 就労選択支援（第60条の2～第60条の8）」

に改める。

第2条第3号中「、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童  
発達支援をいう。以下同じ。）の事業」を削り、「同条第4項」を「同条第3  
項」に、「同条第5項」を「同条第4項」に、「同条第6項」を「同条第5項」  
に改める。

第3条第1項中「から」の次に「第5章まで及び第6章から」を加える。

第16条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第17条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「利用者」の次に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらの者を「指定特定相談支援事業者等」と総称する。）」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「利用者」の次に「及び当該利用者」を、「開催し」の次に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合

には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第39条第1項第3号及び第4項並びに第52条第1項第2号及び第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第54条第1項中「第63条第1項」を「第61条の2」に改める。

第55条及び第60条中「第17条第8項」を「第17条第9項」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

## 第5章の2 就労選択支援

### (基本方針)

第60条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

### (規模)

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

### (職員の配置の基準)

第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として基準省令第61

条の4第1項第2号に規定する厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数とする。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第6条の7の3に規定する事項の整理(以下この章において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び

整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

第60条の8 第8条、第9条（第2項第1号を除く。）、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第4

4条及び第45条から第49条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者」とあるのは、「利用者」と読み替えるものとする。

第61条の次に次の1条を加える。

(規模)

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第63条中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）」を「就労移行支援事業所」に改める。

第68条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第68条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第69条中「第38条まで」を「第36条まで、第38条」に、「第17条第8項」を「第17条第9項」に改める。

第84条中「及び第53条」を「、第53条及び第68条の2」に改める。

第87条中「第53条」の次に「、第68条の2」を加え、「第87条」を「、「第87条」に改める。

第88条第1項中「、指定医療型児童発達支援（医療型児童発達支援に係る指定通所支援をいう。）の事業」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第3条の改正規定、第5章の次に1章を加える改正規定、第68条の次に1条を加える改正規定並びに第84条及び第87条の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

参考資料

## 制 定 要 旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、療養介護事業者等は、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならないこととすること、就労選択支援の事業の設備及び運営に関する基準を定めること等のため、この条例を制定するものである。